

緊急宣言地域の 雇調金特例維持

来月末まで

休業手当の一部を穴埋めする雇調金（雇調金）を巡り、田村憲久厚生労働相は三十日の記者会見で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言地域では、助成率や上限額の特例を現状通り維持すると正式に発表した。個人で申請できる休業支援金・給付金も同様で、六月末までの措置。自治体からの短縮

営業や休業要請に応じた事業主が対象となる。

宣言に準じる「まん延防止等重点措置」の対象地域の企業や、経営が著しく厳しい全国の企業に対しては水準維持が既に決まっている。田村氏は「特例は緩やかに解除していくが、（経営が）厳しいところにはしっかりと対応する」と述べた。政府はコロナ禍の雇用情勢悪化に対応するため、雇調金の日額上限を約八千三百円から一万五千円に、助成率を最大十分の十に引き上げる特例を昨年から実施

している。

一方、支給決定額が三兆三千億円を超え、雇用保険財政が逼迫^{ひま}。特例は段階的に引き下げ、緊急事態宣言などの例外を除き、五月と六月の上限額は一万三千五百円、助成率は最大でも十分の九とする。